

旭川基署発 0422 第 1 号

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

関係事業者団体の長 殿

旭川労働基準監督署長



### 死亡災害の撲滅に向けた緊急要請について

日頃から労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、旭川労働基準監督署管内における死亡災害は、長期的に減少傾向を示しておりましたが、平成 2 8 年 9 件、平成 2 9 年 1 3 件、平成 3 0 年 4 件の発生とここ数年、減少傾向には至ってはならず、今年に入り、4 月 1 6 日現在、3 月（ホテルの屋根の雪下ろし作業中の墜落災害）と 4 月（倉庫兼工場の屋根の補修作業中の墜落災害）の 2 か月連続の発生と誠に憂慮すべき事態となっております。

いずれの死亡災害も基本的な安全管理の取組が徹底されていないものが多く見られ、安全管理水準の低下が懸念されます。

つきましては、今後、当署管内も産業活動の活発化する時期を迎え、死亡災害に歯止めをかけるため、下記の事項につきまして、貴団体の傘下会員事業場に対し周知、御指導いただきたく要請いたします。

### 記

- 1 経営首脳者による安全パトロール（特に高所作業がある作業場）を実施し、墜落防止措置等の不備を確認し、必要により速やかに改善を行うこと。
- 2 事業場の安全管理体制（安全管理者、安全衛生推進者等）を確立し、当該者

にその職務を確実に遂行させること。

- 3 作業手順書や作業マニュアル等を整備するとともに、その遵守状況の確認を行うこと。
- 4 労働者の安全意識の高揚を図るため、効果的な安全教育を実施すること。
- 5 職場内を総点検し危険要因の洗い出し、リスクに応じた安全対策を計画的に推進すること。
- 6 職場内の危険有害性の「見える化」を進め、労働者に注意喚起を促すような取組みを推進すること。
- 7 作業開始前、必ず、作業の配置、手順、方法、保護具の着用状況を含む安全対策等について打合せを行い、関係労働者全員に周知徹底すること。